

横浜市立大学学生懲戒規程

制 定 平成 22 年 4 月 1 日 規程第 159 号
最近改正 平成 31 年 4 月 1 日 規程第 12 号

(目的)

第 1 条 この規程は、横浜市立大学学則（以下「学則」という。）第 34 条の規定に基づき、学生の懲戒処分に関して適正と公正を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒処分の内容)

第 2 条 学則第 34 条第 2 項に定める懲戒の種類の内容は、次のとおりとする。

- (1) 戒告 文書により厳重な注意を与え、戒めること。
- (2) 停学 登校を禁止し、謹慎させること。
- (3) 退学 退学させること。

(停学期間)

第 3 条 前条第 2 号の停学は、次のとおりとする。

- (1) 停学の期間は、原則として 6 か月以内とする。
- (2) 停学の期間は、在学期間に含め、修業年限に含まないものとする。

(事情聴取及び弁明の機会の付与)

第 4 条 懲戒の対象とすべき行為があったと認められるときは、当該学生が所属する学部又は研究科は、その行為について事情聴取を行うことにより処分の事由を合理的に特定し、教授会の議を経て処分案を作成する。

- 2 前項の事情聴取を行う場合、当該学生にその旨を通知し、弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が正当な理由なく事情聴取に応じない場合は、弁明の機会を放棄したものとみなす。
- 3 事情聴取を行う際、当該学生は付添人 1 名を伴うことができるものとし、必要に応じて文書若しくは代理人による弁明を認めるものとする。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、連絡先不明、身柄の拘束、その他やむを得ない事由により、当該学生に通知及び弁明の機会を与えることができないときは、これを行わないことがある。

(懲戒の手続)

第 5 条 懲戒処分は当該学生が所属する学部又は研究科の処分案に基づき、教育研究審議会の議を経て、学長がこれを行う。

(処分事由説明書の交付)

第 6 条 懲戒を行うにあたり、学長は処分を決定したときは、当該学生へ処分事由説明書を交付するものとする。

(異議申し立て)

第 7 条 前条の処分事由説明書を受領した学生は、異議申し立てを行うことができる。

- 2 前項の申し立ては処分事由説明書を受領してから 14 日以内に、学長に対し、文書をもって行わなければならない。

(異議申し立て後の再審議)

第8条 前条により異議申し立てがなされた場合には、学長及び経営審議会、教育研究審議会の委員より学長が指名する各2名をもって構成する懲戒処分再審議委員会を設け、当該異議について審議する。

- 2 懲戒処分再審議委員会が当該異議について適当であると認めた場合、当該学生の所属する学部又は研究科の教授会及び教育研究審議会に再審議を行わせるものとする。
- 3 懲戒処分再審議委員会が当該異議について適当でないと判断した場合、当該学生に文書をもって申し立ての却下を通知するものとする。

(懲戒処分書の交付)

第9条 懲戒を行うにあたり、学長は当該学生へ懲戒処分書を交付するものとする。

(懲戒処分の公示)

第10条 懲戒処分の内容は、学長名をもって学内に公示を行う。

(懲戒の発効)

第11条 懲戒の発効の日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(自宅待機)

第12条 学長は、必要と判断した場合、当該学生に対し、懲戒処分決定前に自宅待機を命ずることができる。この場合において、停学の期間には自宅待機の期間を含めることができるものとする。

(懲戒処分と身分異動)

第13条 懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に身分異動の申出があった場合には原則としてこの申出を受理しないものとする。

- 2 停学処分中の学生から、身分異動の申出があった場合には、原則として停学期間中のこれを認めないものとする。

(その他)

第14条 本学の研究生、科目等履修生（単位互換生を含む。）及び特別聴講学生その他学則又は大学院学則に定めるところにより本学学部又は大学院において講義を聴講する者（以下「聴講生」という。）が本学の諸規則に違反したときは、当該聴講生が特定の学部等に所属している場合は当該学部等の長が、それ以外の場合においては学長の指名する学部等の長が、この規則の趣旨に準じて必要な措置をとるものとする。

- 2 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年3月31日以前より在学し、施行日現在引き続き在学する学生につ

いっては、その該当学則の規定によるほか、本規程を適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 7 月 5 日から施行する。

附 則（平成 31 年規程第 12 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

公立大学法人横浜市立大学規程第 159 号横浜市立大学学生懲戒規程についての申合せ

この申合せは、横浜市立大学学生懲戒規程（以下「規程」という。）第 14 条に基づき、学生の懲戒処分に関する必要な事項を申合せるものとする。

- (1) 学生の懲戒処分は教育的指導の観点から実施する。当該学生への指導については学長の指示のもとで行い、当該学生の更生及び以後生じる他の事案に活かすこととする。
- (2) 指導は原則として、戒告、停学処分を受けた学生に対して行うものとする。
- (3) 前号の指導にあたっては、当該学生の個別の状況等を勘案した指導計画により、面談等を行うものとする。
- (4) 規程第 2 条第 2 号規定の停学処分については原則として講義の受講及び履修申請も不可とする。また、課外活動、旅行等についても原則として不可とする。
ただし、第 1 号に定める指導の実施にあたって、必要な範囲での登校は認めるものとする。
- (5) 規程第 2 条第 2 号規定の停学の期間の計算は暦日計算によるものとする。
- (6) 規程第 4 条規定の手続を行うにあたり、当該学生の所属する学部又は研究科は、当該事案に関連する者に協力を要請することを原則とする。
- (7) 規程第 10 条規定の公示期間は 10 日間とする。ただし、特段の事情がある場合はこの限りではない。
- (8) 規程第 12 条規定の自宅待機期間中の措置については、第 4 号の規定を準用する。

附 則

この申合せは平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは平成 23 年 7 月 5 日から施行する。